

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月9日

【会社名】 田淵電機株式会社

【英訳名】 TABUCHI ELECTRIC CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野 有理

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号

【電話番号】 06-4807-3500（代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 徳原 英真

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号

【電話番号】 06-4807-3500（代表）

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 徳原 英真

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
田淵電機株式会社東京支社
（東京都千代田区神田錦町三丁目18番3）

1 【提出理由】

平成31年4月2日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い監査役及び監査役会に係る規定の削除、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設を行うものであります。また、グループの決議機関の運営方法及び機能の見直しにより、執行役員および執行役員会に係る規定の削除も行います。なお、本議案の決議の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

小野有理、前田真澄、長谷川純の3名を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

入江正孝、笠間士郎、宮本和俊、岡本大典の4名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されたため、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して年額135百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決されたため、本議案に係る取締役の員数も同数の3名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されたため、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、新たに監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第1号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されたため、本議案に係る監査等委員である取締役の員数は4名となります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果及び 賛成割合(%)	可決要件
第1号議案 定款一部変更の件	801,021	2,353	0	可決 99.56	(注) 1
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)3名選任の件					
小野有理	797,421	5,950	0	99.11	(注) 2
前田真澄	797,733	5,638	0	可決 99.15	
長谷川純	797,874	5,497	0	99.17	
第3号議案 監査等委員である取 締役4名選任の件					
入江正孝	798,245	5,146	0	99.21	(注) 2
笠間士郎	797,942	5,449	0	99.18	
宮本和俊	792,010	11,381	0	可決 98.44	
岡本大典	798,416	4,975	0	99.23	
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)の報酬額設定 の件	799,853	3,541	0	可決 99.41	(注) 3
第5号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定 の件	800,066	3,328	0	可決 99.44	(注) 3

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。